

刑事事例演習教材〔第2版〕

井田 良 = 佐伯仁志 = 橋爪 隆 = 安田拓人

2014年12月刊 / 270頁 / 本体2800円 + 税
B5変型判 / 並製



編集
担当者
から

好評の『刑事事例演習教材』を、このほど改訂しました。

刑法を学ぶ上で、理論はもちろん大事。その美しさ・精緻さこそ刑法の魅力かもしれません。でも、設例に取り組んで具体的な事件への適用の仕方を知得することも大切です。

本書では、事実を拾いながら理論構成する訓練ができます。文字通り「簡にして要を得た」解説も、大きなお勧めポイントです。

初版ができあがるまで、ご執筆者に何度もお原稿を持ち寄っていただき、内容をじっくり練っていただきました。議論の合間には、洒落な設例タイトルを考えたりしながらの、ほっこりと和む時間もありませんでした（ちなみに、いわゆる「論点」を示すタイトルを付けていないのには、何が中核的な問題かも含めて考えてほしいという理由もあります）。

第2版ができあがるまでの過程も、初版と同様です。今回、8つの設例・解説を加えました。従来からの部分でも、新判例に言及したり、解説をよりわかりやすくするために書きかえたりと、バージョンアップしています。キャッチコピー「演習書の最高水準」に、偽りはありません。(M.Y.)

Point!

P

検討にあたって着目すべきヒントを示す「Checkpoints」欄にも注目！

19 週刊だけど「毎朝」	19 週刊だけど「毎朝」
<p>甲は、週刊誌「週刊毎朝」の編集長として、同誌に掲載する記事の内容について、最終的な決定権限を有していた。甲は部下に取材を命じた上で、自らの判断において、(1)~(3)の記事を、「週刊毎朝」に掲載し、それを発行した。</p> <p>(1) Aは妻Bを殺害したとして、殺人被疑事件について逮捕、勾留され、捜査機関の取調べを受けていたが、本件事件はマスコミの関心の集まることとなり、テレビ、雑誌など、さまざまなメディアにおいて、同事件に関する報道がなされていた。それらの報道においては、Aが犯人であるというのが一般的な論調となっていた。甲はこれらの報道内容を参考としつつ、自らの取材活動の内容も交えて、「東京地検の捜査関係者は、『Aが犯人であることについて、我々は確信を持っている』」「検事生活20年間で、あんな悪人はいはじめてだ。自分の罪を悔いる気持ちはゼロだ。」「ポイントは弱点を探り出すこと。あいつは女性に自信を持っているが、弱さは自信や強さの裏返しだ。そこをうまくつけば、あいつの自信が崩れ、一気に自由に追い込めるだろう」と語っている」などの内容の記事を掲載した。</p> <p>甲らは、多くのメディアが報道していることから、AがB殺害の真犯人であることは間違いないと考え、上記のような記事の掲載に至った。なお、本件記事を掲載した時点においては、Aはまだ起訴されていない。</p> <p>(2) Cは情報通信会社の代表取締役として勤務していたが、会社業務と関係のない賞物に関するレシートと引換えに現金を受領するなどの方法によって、会社資金を着服横領したとして、業務上横領罪で起訴され、第1審で有罪の判決の言渡しを受けたが、Cは有罪判決を不服として、控訴を申し立てた。</p> <p>甲らは「週刊毎朝」において「横領の話」という特集記事を企画して、その中でCに関する上記刑事事件を取り上げた。記事の中には、Cが「ハンドバッグ、紳士靴、時計のバンド、牛肉と手当たり次第、会社業務と全く関係のないレシートを会社に持ち込んで現金化するなど、公私混同のまがりまぐしくした」との記載があり、これらの事実を、上記第1審判決が業務上横領に該当するとして認定した事実である。甲らは、これらの事実の存否について、独自に詳細な調査を行ったわけではないが、第1審判決の事実認定が正しいと考え、同判決文を入手すると、その内容に即して本件記事を作成した。</p> <p>もともと、その後、本件事件に関する控訴審判決は、Cがこれらのレシートを会社に提出したことが自白を否定しなかったものの、「ハンドバッグ、紳士靴、</p>	<p>時計のバンド、牛肉」に関しては、会社の業務に関する贈答品として購入された可能性があるとして、原判決を破棄して、Cを無罪とした。検察官が上告を断念したため、本件控訴審判決は確定した。</p> <p>(3) D市の郊外では、不審な出火が連続しており、放火の疑いが強く持たれていた。甲はこの事件について、独自の取材を行っていたところ、出火現場に近い地域に住んでいる乙から話を聞くことができた。乙は自宅付近で出火があった際、知り合いのEによく似た男の姿を発見したことから、甲らが出版関係者であり、自分の発言を記事に掲載する可能性があることと認識しつつ、甲らの取材に対して、「犯人はEに間違いない。」「Eは周囲の住民と折り合いが悪く、いつも文句ばかり言っていた」などと述べた。甲は、乙の発言には十分に信頼性があると考え、「週刊毎朝」に同人の発言を前提とした記事に掲載した。もともと、その裏付けのための取材は十分に行われてはいなかった。なお、記事においては、Eの本名は掲載されていないが、関係者が読めば、犯人とされている者がEのことであることは明らかであった。その後、真犯人としてFが逮捕され、公開において有罪が確定した。</p>